

令和2年5月4日

東光スイミングスクール

代表取締役 大熊 武右衛門

緊急事態宣言延長による 臨時休館日「延長」のご案内

日頃より、当スクールの活動に対してご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府・行政機関から新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言延長が発表されました。当スクールとしましては、先にお知らせした「臨時休館」を下記の期間、再延長させていただきます。会員の皆様におかれましては大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

□ 臨時休館 再延長期間

- ・ 5月7日(木)～6月1日(月)まで
- ・ 受付・電話対応は、5月7日(木)～15日(金) 午前10時30分～15時30分まで。
- ・ 5月11日(月)は、受付・電話対応は出来ません。
- ・ 5月16日(土)～6月1日(月)の期間は、受付・電話での対応は出来ませんのでご了承下さい。
- ・ 授業再開日は、6月2日(火)を予定しています。

□ 月会費の取り扱いについて

- ・ 5月分の月会費について
5月分「月会費」は、臨時休館日延長の為、ご請求はございません。
6月中に口座引き落としされる分を「無償」にて調整させていただきます。
- ・ 5月「退校」を予定されている方について
5月末で「退校」される方は、上記受付・電話対応期間内に「退校届」の連絡をして下さい。

以上